

答申第 2 5 6 号（諮問第 2 7 1 号）

「令和 5 年 4 月 1 4 日判決言渡 令和 3 年行ウ 1
9 号 運転免許証更新処分取消請求事件 左記訴訟における太田警察署の巡査「本件警察官」の陳述書（乙 1 7）」の公文書部分開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県警察本部長が行った一部を不開示とした決定について、別表2（A）欄に示した部分は開示すべきであるが、その他の部分については、不開示が妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、令和5年11月6日付けで、「令和5年4月14日判決言渡 令和3年行ウ19号 運転免許証更新処分取消請求事件 左記訴訟における太田警察署の巡査「本件警察官」の陳述書（乙17）」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、令和5年4月14日判決言渡、運転免許証更新処分取消請求事件における実施機関の警察官の陳述書（以下「本件公文書」という。）を特定し、条例第18条第1項の規定に基づき、令和5年12月25日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、別表1（あ）欄に係る公文書の一部を開示しない理由を別表1（い）欄のとおり付して、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、本件処分を不服として、令和6年2月26日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和6年5月24日に、本件審査請求に係る反論書を諮問庁に提出した。

6 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和6年6月3日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

7 意見書の提出

請求人は、条例第32条の規定に基づき、令和6年6月6日付けで意見書を作成し、審査会に提出した。

8 口頭意見陳述の申立て

請求人は、条例第31条の規定に基づき、令和6年10月4日付けで口頭による意見陳述の申立てを行った。審査会は令和7年8月4日付けで口頭による意見陳述を実施しないこととし、その理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（口頭意見陳述を実施しない理由）

答申についての判断を下すにあたっては、提出された事件記録（審査請求書、弁明書、反論書及び意見書等）から十分な主張が得られており、口頭意見陳述を実施する必要はないと判断したため。

第3 争点

本件処分で不開示とされた部分が、条例第14条第2号又は同条第4号に該当するか。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

（1）審査請求の趣旨

「令和5年12月25日付け群監第274号による公文書部分開示決定を取り消す」との裁決を求める。

（2）審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によるとおおむね以下のとおりである。

ア 条例第14条第2号の該当性について

本件公文書の関係者は原告及び陳述人の二人である。原告は本人訴訟を行い、実質的に勝訴している。したがって、本件公文書について「公にすることにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある」とする理由はないと考える。もし実施機関が、その旨配慮するならば条例第21条第1項により、原告に対して、意見書を提出する機会を付与するべきであると考えます。

イ 条例第14条第2号ただし書イの該当性について

本件公文書は、令和3年行ウ19号運転免許証更新処分取消請求事件（以下「本件訴訟」という。）の証拠として裁判所へ提出され、民事訴訟法第91条第1項により「何人も」閲覧できるものである。謄写は認められないが、訴状、答弁書、準備書面、証拠書類、口頭弁論調書、証人調書、判決書などは閲覧可能であり、裁判の経緯を含めて、事件の内容は公開されているものである。

したがって条例第14条第2号ただし書イ「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、開示しないことは不当である。

ウ 条例第14条第2号ただし書ハの該当性について

「原告の個人情報」及び「陳述者の経歴等や内心の記載」の開示は求めない。しかしそれ以外の部分については、「当該公務員等の当該職務遂行の内容に係る部分」として、開示すべきである。

エ 条例第14条第4号の該当性について

警察当局が、道路交通法第71条5の5の規定について、その解釈を県民に対して明確に示すことは当然の責務であり、取締りの都合を優先した条例解釈を行うことは不当である。また取締り場所を開示することが「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」とは考えられない。さらに本件訴訟は「画像を注視しながら運転しているのを確認しました」という陳述人の主張と、「携帯電話を持っていたが見ていなかった」という原告の主張との対立である。それぞれの主張を開示することが「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」とは考えられない。よって条例第14条第4号に該当するとして不開示としたことは不当である。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

（1）事件番号、原告の氏名、陳述者の所属、陳述内容記載事項の一部

本件公文書には、事件番号、事件名、原告の氏名をはじめ、陳述内容記載事項の一部として原告の民事訴訟における主張の内容、取締り場所に関する記述、取締り状況の記述及び原告とのやり取りが記載され、これらの情報は原告の氏名とともに記載されていることから、原告の個人識別情報である。

また、陳述者の所属、陳述内容記載事項の一部として陳述者の経歴等及び陳述者の内心が記載され、これらの情報は陳述者の氏名とともに記載されていることから、陳述者の個人識別情報である。

そして、これらの記載は、その記載内容に照らせば、氏名等の個人識別部分を除いたとしても、公にすることにより個人の権利利益を不当に侵害するお

それがあると認められるから、条例第14条第2号で規定する不開示情報である「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示とした。

なお、本件訴訟は報道等により公になっている事項があることから、事件名等報道等により公にされた事項及び同事項から類推される事項に関しては、同号ただし書きの除外規定に該当するとして開示とした。

（2）警部補以下の職にある職員の氏名及び印影

本件公文書には、陳述者として警部補以下の職にある職員の氏名及び印影が記載されている。実施機関では、群馬県情報公開条例施行規程（平成16年群馬県警察本部告示第1号。以下「施行規程」という。）第3条において、「条例第14条第2号ハの実施機関が定める職は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察の職員をもって充てる職とする。」と規定している。

よって、警部補（同相当職を含む。）以下の職にある職員の氏名及び印影は、条例第14条第2号に該当すると判断し、不開示とした。

（3）取締り場所の選定理由及び取締り状況に関する記載事項

ア 本件公文書の3の（2）には、取締り場所の選定理由及び取締り状況が記載されており、これらには陳述者の内心が記載され、陳述者の氏名とともに記載されていることから、陳述者の個人識別情報である。

そして、これらの記載は、その記載内容に照らせば、氏名等の個人識別部分を除いたとしても、公にすることにより個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められることから、条例第14条第2号に該当すると判断し、不開示とした。

さらに、取締り場所の選定理由及び取締り状況の記載には、取締り場所を選定した具体的理由及びどのような運転行為を違反として取り締まっているのかが記載されている。

これらは、取締り手法が明らかとなる情報であり、公にすることにより、取締りを行うに満たない範囲内での違法な行為を助長する等により、検挙の対象とならない交通違反が増加するおそれがあり、また、違反者が取締りを不当に免れるため、違反事実をわい曲して申告するなど、道路交通法違反の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、「犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれ」が認められる公共安全情報であるため、条例第14条第4号にも該当すると判断し、不開示とした。

イ 本件公文書の3の（3）には、取締り状況及び原告の運転状況が記載され、

これらは原告の氏名が本件公文書に記載されていることから、原告の個人識別情報である。

そして、これらの記載は、その記載内容に照らせば、氏名等の個人識別部分を除いたとしても公にすることにより個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められることから、条例第14条第2号に該当すると判断し、不開示とした。

さらに、これらの記載は、取締り手法が明らかとなる情報であり、公にすることにより、取締りを行うに満たない範囲内での違法な行為を助長する等により、検挙の対象等ならない交通違反が増加するおそれがあり、また、違反者が取締りを不当に免れるため、違反事実をわい曲して申告するなど、道路交通法違反の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、「犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれ」が認められる情報であるため、条例第14条第4号にも該当すると判断し、不開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「令和5年4月14日判決言渡 令和3年行ウ19号 運転免許証更新処分取消請求事件 左記訴訟における太田警察署の巡查「本件警察官」の陳述書（乙17）」である。実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、その一部を条例第14条第2号又は第4号に該当するとして本件処分を行った。これに対し請求人は、本件処分を不服とし、処分の取消し及び不開示部分の開示を求めている。

そこで、審査会において本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件公文書について

本件公文書は群馬県が被告となった運転免許証更新処分取消訴訟において、実施機関の職員（以下「陳述者」という。）が、訴訟に関する特定の取締り事案の事実関係や自身の考えを伝えるために裁判所に提出した書証である。本件公文書には事件番号や原告の氏名・車両の登録番号、陳述者の氏名・所属・印影・経歴のほか、事件当日の状況や原告と陳述者との問答等について詳細に記載されている。

3 訴訟記録の閲覧制度について

民事訴訟法（以下「民訴法」という。）第91条第1項は訴訟記録の閲覧について、何人も裁判所書記官に対し、請求することができる旨を規定している。一方、同条第2項において、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、

当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、訴訟記録を閲覧できると規定しているほか、同条第3項において、謄写が認められる者は、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限ると規定している。また同法第92条において、一定の場合には、裁判所は当事者の申立てにより、第三者の訴訟記録の閲覧等を制限することができる旨を規定している。

4 条例の定めについて

(1) 個人に関する情報について

条例第14条第2号では「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として定めている。

また同号ただし書では、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ハ 公務員の職務の遂行に関する情報」について、同号本文に該当するときであっても当該情報を開示しなければならない旨を規定している。

なお同号ただし書イに規定する「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られるものであり、公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しないと解される。

(2) 公共安全情報について

条例第14条第4号では、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として定めている。なお、「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することを、「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることを、「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。また「支障を及ぼすおそれがある」とは、犯罪の予防その他の公共安全と秩序を維持するための諸活動が阻害される、若しくは適正に行われなくなる、又はその可能性がある場合をいう。

5 不開示情報該当性について

(1) 各不開示部分における不開示情報の該当性について

実施機関は、本件処分において不開示とした部分が条例第14条第2号又

は第4号に該当するとしていることから、以下、本件公文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

ア 事件番号

(ア) 別表2通番1には、本件訴訟の事件番号が記載されている。事件番号は、裁判所において個々の事件を識別するために付される固有番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号が重複して付されることはない。そうすると、当該事件の係属する裁判所名が判明している場合に、その事件番号が判明すれば、当該事件を特定することが可能となるものである。

この点、当審査会において本件公文書の内容を確認したところ、当該事件の係属する裁判所名が明らかにされていることが認められることから、不開示とした事件番号と照合することにより、当該事件が特定され、民訴法第91条第1項に基づき、訴訟記録を閲覧することにより、原告及び陳述者を識別することができる可能性があることは否定できない。

したがって、事件番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することから、条例第14条第2号本文前段に該当する。

(イ) 条例第14条第2号ただし書の該当性について

請求人は本件公文書について、民訴法第91条第1項の規定により訴訟記録として誰でも閲覧できるものであることから、条例第14条第2号ただし書イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして、本件処分は不当である旨を主張している。

この点、訴訟記録は前記3のとおり、民訴法第91条第1項により、閲覧が認められている一方、同条第2項及び同法第92条第1項により、一定の条件において閲覧できる者を制限している。また、条例における情報公開制度においては、開示決定された公文書の写しの交付を受けることができるところ、裁判所における訴訟記録の謄写については、民訴法第91条第3項において、当事者及び利害関係人以外の第三者は、訴訟記録の謄写等が認められているものではない。

以上のとおり、法は明確な要件と手続のもと、個人のプライバシーなど当事者の秘密保持の利益と第三者の記録閲覧等との調整を図っているものであり、このように閲覧等の請求者や請求対象に制限が設けられていることからすれば、本件公文書が直ちに公にされている情報と解することはできない。よって、本件公文書は、条例第14条第2号ただし書イに定める「法令等の規定により又は慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。

また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

(ウ) したがって、当該情報を条例第 14 条第 2 号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

イ 原告の氏名・車両の登録番号

通番 2 及び 6 には原告の氏名及び車両の登録番号が記載されている。当該情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、条例第 14 条第 2 号本文前段に規定する個人に関する情報であると認められる。

また、同号ただし書への該当性を検討すると、前記ア（イ）と同様に同号ただし書イに該当せず、その他ロ及びハに該当する事情もない。

したがって、当該情報を条例第 14 条第 2 号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

ウ 陳述者の氏名・所属・印影・経歴

通番 3 ないし 5 及び 7 には陳述者の氏名・所属・印影・経歴が記載されている。当該情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、条例第 14 条第 2 号本文前段に規定する個人に関する情報であると認められる。

また、同号ただし書への該当性を検討すると、陳述者は公務員であるが、実施機関が施行規程第 3 条で定める「警部補以下の階級にある警察官」であることから、同号ただし書ハには該当しない。また、前記ア（イ）と同様に同号ただし書イに該当せず、その他同号ただし書ロに該当する事情もない。

したがって、当該情報を条例第 14 条第 2 号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

エ 取締りに関する情報

通番 9 ないし 12 及び 14 には、取締り場所を特定できる情報、取締り場所の選定理由及び陳述者の職務遂行の内容が記載されている。実施機関はこれらの情報について、取締り手法が明らかとなるものであり、公にすることにより道路交通法違反の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第 14 条第 4 号に該当するため、不開示とすることが妥当であると主張している。

交通取締りは、取締り現場及びその周辺の交通事故の防止とともに、違反運転者に対し罰金などの刑罰を科すことや、反則金及び違反点数による行政上の措置を行うことによって、交通法令の遵守や反復違反の抑制を図るなど、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止することを目的に行われるものである。

取締り時の着眼点や違法行為と判断した理由を明らかにすることは、違法ではあるが検挙されない運転行為の範囲を公にすることでもあり、検挙

の対象とならない程度の交通違反が増加するおそれがある。このことは、道路における危険や、交通の安全・円滑に対する障害の増大につながるものであり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるといえる。また、実施機関は、違反者が取締りを不当に免れるため、違反事実をわい曲して申告するおそれがあると主張するが、確かに違反の事実を認定するための着眼点が明らかになることにより、悪質な運転者が取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高くなることは想定され、その結果、交通取締りに支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって実施機関が当該情報を条例第 14 条第 4 号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

オ 原告及び陳述者の言動

通番 8、13 及び 15 ないし 22 には、本件取締り時の陳述者と原告のやり取り及びそれぞれの主張が、当時の状況に係る情報とともに詳細に記載されている。

これらは陳述者から交通法規に違反するとの指摘を受けた原告が弁明を試みた際の言動及びそれに対する陳述者の言動に係る情報であり、両者の感情や心情を吐露した記述が含まれることから通常は他人に知られたくない機微な情報であるといえる。

よって、当該情報を公にすることは、原告及び陳述者の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められることから、条例第 14 条第 2 号本文後段に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

また、同号ただし書への該当性を検討すると、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

なお、当該情報のうち、別表 2（A）欄に示した部分については、公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、また、その他の不開示情報にも該当しないことから、開示すべきである。

したがって、実施機関が条例第 14 条第 2 号に該当するとして不開示としたことは、別表 2（A）欄に示した部分を除き、妥当である。

5 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
令和 6 年 6 月 3 日	諮問
令和 7 年 5 月 2 6 日 (第 1 0 1 回 第一部会)	審議（本件事案の概要説明）
令和 7 年 7 月 1 8 日 (第 1 0 2 回 第一部会)	審議（実施機関の口頭説明）
令和 7 年 9 月 1 8 日 (第 1 0 3 回 第一部会)	審議
令和 8 年 8 月 6 日	答申

別表1

特定した公文書	(あ) 開示しない部分	(い) 開示しない理由
陳述書	事件番号	○群馬県情報公開条例第14条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であるため
	原告の氏名	
	陳述者の所属	
	陳述内容記載事項の一部	
	陳述者である警部補（同相当職を含む。）以下の職にある職員の氏名及び印影	○群馬県情報公開条例第14条第2号 公にすることにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとして実施機関が定める職にある職員の氏名であるため
	3（2）に記載された取締り場所の選定理由及び取締り状況に関する記載事項	○群馬県情報公開条例第14条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であるため
	3（3）に記載された取締り状況に関する記載事項	

別表2

ページ	項目名	通番	不開示を維持する部分	(A) 開示すべき部分
1		1	事件番号	—
		2	原告の氏名	—
		3	陳述者の氏名・印影、所属する警察署名	—
1～2	1 経歴について	4	陳述者の職務の経歴	—
2	2 ●●●●●としての勤務状況等について	5	陳述者の本件取締り当時の職務の内容	—
	3 原告に係る違反取締り時の状況について	6	原告の氏名、原告車両の登録番号	—
2～3	3(1)本件取締り日について	7	陳述者の所属していた課・系の名称	—
		8	取締りに関する陳述者の個人的感想	—
3～5	3(2)本件取締り場所について	9	取締り場所の地番、道路の状況	—
		10	陳述者が取締り場所を選定した理由	—
		11	陳述者の職務遂行の内容	—
5	3(3)本件取締りの現認状況について	12	取締り場所の道路の状況	—
		13	陳述者の職務遂行の内容	—
		14	原告に関する陳述者の考察	—
5～6	3(4)原告車両の停止状況について	15	取締り場所の状況、付近の建物の名称、地番	—
6～8	3(5)本件取締りに係る交通反則切符の告知状況について	16	交通違反を告知された原告の言動	—
8～9	4●●●●●について (1)●●●●●	17	交通違反を告知された原告の言動	以下の見出しに係る記載 ・4●●●●●について ・(1)●●●●●
9	4(2)●●●●●	18	交通違反を告知された原告の言動	以下の見出しに係る記載 ・(2)●●●●●
9～10	5 原告の主張について	19	原告及び陳述者の言動	1行目28字目から2行目まで
10	5(1)原告車両の走行速度について	20	原告の主張に対する陳述者の反論	
10～11	5(2)「携帯電話を持っていたが見ていなかった」旨の主張について	21	原告の主張に対する陳述者の反論	
11～13	5(3)●●●●●旨の主張について	22	原告の主張に対する陳述者の反論	
13	6 その他	23	陳述者の職務に対する心構え、原告の言動に関する感想	